

重症心身障害児者や医療的ケアが必要な人のライフステージごとのサービスマップ

一宮市障害者自立支援協議会 生活支援部会 作成 (H29.7)

年齢	0歳～	3歳～	6歳～	13歳～	18歳～	20歳～	65歳～
相談する	市役所	福祉課 子育て支援課 健康づくり課	障害者手帳の交付・各種手当の申請・障害福祉サービスの利用申請・災害援護・地域福祉に関する業務・障害福祉全般に関する業務 子育ての相談や子育て支援に関する各種の事業 母子保健、口腔衛生、急病診療 などの事業	学校教育課・教育センター 就学・教育相談(就学前～中学まで)	障害者 就業・生活支援センター	就業支援/就業に伴う生活に関する助言等の生活支援を行う	高年福祉課 65歳以上の方の福祉業務 介護保険課 介護保険制度全般に関する業務
	児童相談センター 児童発達支援センター等	療育手帳の判定・交付 等 通所支援、家族への支援、保育園等との連携などを行う児童の支援の中核的な機関 東地域:いずみ学園/西地域:療育サポートプラザ チャイブ※担当地域が中学校区ごとに決定	一宮市障害者基幹相談支援センター 一宮市の中核的な役割を担う相談支援センター (思いやり会館 3F) 一宮市障害者相談支援センター 各地域担当の総合相談窓口 一宮市から委託を受けた6センター (あすか・ゆんたく・ピース・いまいせ・夢うさぎ・いちのみや)	障害児相談支援事業所 18歳未満の障害のある児童に対し、障害児支援利用計画作成を中心として行う相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害のある方や家族に対し、サービス等利用計画作成を中心として、日常生活の様々な相談に対応する相談支援事業所			地域包括支援センター 65歳以上の方の介護予防、生活、福祉、医療、虐待など権利擁護についての総合相談窓口
訪問	保健センター 訪問診療 訪問看護 訪問リハビリ	保健師が中心となり、健康相談、乳幼児健康診査 などを実施 (中保健センター、西保健センター、北保健センター) 在宅で療養している通院が困難な人を対象に、医師が定期的に訪問して診療を行う 看護師等が自宅を訪問し、生活の場において看護活動を行う 理学療法士、作業療法士等のリハビリの専門家が自宅を訪問しリハビリ等を行う	身体介護 ヘルパーが家庭に訪問して行う入浴、排泄、食事などの介助 家事援助 ヘルパーが家庭に訪問して行う調理、洗濯、掃除、買物等の家事的援助 (本人、家庭の状況により制限あり) 通院等介助 ヘルパーによる通院の同行、通院時の介護 (通院等介助、乗降介助など)、公的手続き・福祉サービスの利用相談等の同行支援 移動入浴 重度の身体障害者に対し、自宅に簡易バスを持ち込んで行う入浴サービス	移動支援 余暇や社会参加のための外出にヘルパーが同行して行う支援 (小1～)	重度訪問介護 …常に介護を必要とする人の介護、家事、外出等を一体的に支援		介護保険 訪問看護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 あんしん介護予防事業訪問型サービス
通う	健診等 保育園 肢体不自由児母子通園施設 (はとぼっぼ) 児童発達支援事業 基本的動作や知識、技能の習得、集団生活への適応訓練を行う通所施設 病院	4か月児健診・9か月児健康相談・1歳6か月児健診・3歳児健診・2歳児歯科検診 一宮特別支援学校 幼稚園部(4歳～) 一宮聾学校 幼稚園部(3歳～)	普通小学校 特別支援学級 特別一宮特別支援学校 中学部 支援 一宮聾学校も医療的ケアの一部対応 学校 訪問学級 中学部 ポプラ児童クラブ (一宮特別支援学校に通う児童の放課後の支援) 放課後等デイサービス 障害のある児童生徒が放課後や夏休みなどに通えるサービス	小学校 中学校 高等学校 特別支援学級 特別支援学級 中学部 高等部	一般就労 大学・専門学校 生活介護 介護や余暇、生産活動を中心とした活動 自立訓練(機能訓練) 身体機能の維持、向上のための訓練 就労移行支援 就労に必要な知識の習得、能力向上のための訓練 就労継続支援A型 一般企業への就労が困難な方への働く場の提供 (雇用契約を結び最低賃金を保障) 就労継続支援B型 就労の機会、生産活動の提供 地域活動支援センター 障害者の日中の活動をサポートする福祉施設		通所リハビリテーション 通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 (通い・訪問・泊まり) 地域密着型通所介護 あんしん介護予防事業通所型サービス
暮らす	障害児入所支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	入所により障害児の保護、日常生活の指導、生活に必要な知識や技能の習得を行う 障害児の保護の他、日常生活に必要な自立に向けての訓練を行う 障害児の保護の他、専門医療の提供、リハビリの提供など専門的な支援を行う		療養介護 入所により医療を必要とする障害者に機能訓練、看護等を行う 施設入所支援 入所により介護や必要な日常生活上の支援を行う 共同生活援助 必要な支援を受けながら少人数で共同生活を行う(グループホーム)			介護老人保健施設/介護老人福祉施設 特定施設入居者生活介護/入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設
短期利用	短期入所 日中一時支援 入院	介護する家族が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者支援施設等に入所し、短期間利用できるサービス(ショートステイ) 介護する家族が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、日中、日帰りで利用できるサービス(3歳～) 家族が介護ができなくなった時、病院の協力でサポートを得られることがある		ファミリーサポートセンター事業 一時預かり、保育施設等への送迎(～小6)			短期入所生活介護 短期入所療養介護
各種制度	医療費等 各種手当 補装具 その他	心身障害者医療費 自立支援医療(育成医療 更生医療 精神通院医療) 子ども医療費助成制度 養育医療給付制度(入院時の治療費とミルク代の助成) 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 在宅重度障害者手当 障害者手当 装具・車いす・歩行器・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置 等	福祉タクシー料金助成 寝具洗濯乾燥 自動車改造費助成等	日常生活用具 …特殊寝台、入浴担架、体位変換器、移動用リフト 等 障害年金 …心身に障害を受け、一定の受給要件を満たす人に給付される年金			介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修費支給